

【件名】

一時帰国時の新型コロナウイルス・ワクチン接種事業（予約受付の開始）

【ポイント】

- 8月1日から、日本に住民票を有していない海外在留邦人等に対する一時帰国時の新型コロナウイルス・ワクチン接種が開始されます。
- 接種予約は7月19日から特設予約サイトを通じてのみ可能となります。

【本文】

1 日本に住民票を有していないために日本国内で実施されているワクチン接種事業の対象外であり、かつ、居住地でのワクチン接種について懸念等を有している海外在留邦人等を対象とした新型コロナウイルス・ワクチン接種事業のインターネット予約受付が、7月19日ブータン時間午前9時（日本時間正午）から開始されます。接種希望される方は、特設サイトを通じて事前の予約をお願いします。特設サイトへのリンクは、予約受付の開始と同時に外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>）に掲載されますので、そちらを御確認ください。

2 ブータンから入国される方は、経由地での入国の有無によって接種条件等が変わりますので御注意ください。

（1）変異株指定国・地域以外から入国する場合

羽田空港及び成田空港の特設会場の開場時間は毎日（祝・休日含む）10時～13時、14時～17時の2部制となっており、午前中に到着するフライトの利用者は、到着当日の上記開場時間帯の中で接種予約が可能です。正午以降に到着するフライトの利用者は到着当日の接種が受けられないため、代替便がある場合には可能な限り午前着のフライトを利用することが推奨されます。

※接種希望者は到着予定時刻から十分な余裕をもって予約を行う必要があります。具体的には、接種の予約は到着予定時刻の5時間後以降に行ってください。正午以降に到着するフライトの利用者は、検疫通過に要する時間に鑑み、到着翌日以降の上記時間帯の中で予約を行ってください。

（2）変異株指定国・地域から入国する場合

到着当日には接種を受けることはできませんが、通常の水際措置にしたがって検疫所が確保する宿泊施設で待機（国により、3日間、6日間又は10日間）していただき、待機が終了した後、空港に戻った際に接種を受けていただくことが可能です。（検疫所手配のバスで空港に戻る日の10時～13時、14時～17時の中で接種の予約を行う。）なお、10日間の待機が必要とされる国（インドを含む）・地域から入国される場合、希望される方に対しては、検疫所が確保する宿泊施設での10日間の待機期間中、医師等が週に2日（月曜日

及び金曜日) 宿泊施設を巡回しますので、その際に接種を受けていただくことも可能です。予約の際は「巡回接種枠」で予約する必要がありますので御注意ください。(接種枠には限りがありますので、希望者全員が予約できることを保証するものではありません。)

3 2回目の接種の場合は、国内滞在先から成田空港または羽田空港の特設会場に来場していただくことになります。1回目と2回目で異なる会場で接種を受けることも可能です。

4 このほかの詳細については、上記1の外務省海外安全ホームページを御参照ください。

(本件に関する問い合わせ先：コールセンター)

○日本国内からかける場合：03-6633-3237 (有料)

○海外からかける場合：(+81)50-5806-2587 (有料) もしくは Skype 上で mofa-vaccine-QA@asiahs.com (無料)

(日本語：月曜～日曜8時～20時(日本時間)、英語：月曜～金曜9時～18時(日本時間))

(在インド日本国大使館の問い合わせ先)

電話:+91-(0)11-4610-4610 (代表)

メールアドレス：

○領事関連事項 jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関する事など jpemb-visa@nd.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>